

平成27年度 第7回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成27年11月20日（金） 15時00分から16時50分まで

2 場 所

TKP スター貸会議室千葉カンファレンスルーム B1A

3 出席者

委 員：吉門委員長、齋藤副委員長、
石川委員、工藤委員、重岡委員、野村委員、村上委員、松菌委員、
宮脇委員

事務局：環境生活部 大竹次長
環境政策課 冨塚課長、江利角副課長、田中班長、伊藤主査、
小島主査、東副主査、宮澤副主査
廃棄物指導課 石崎室長、坂元主査、川股副主査

事業者：新井総合施設(株)

傍聴人：なし

4 議題

(1) 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書について

5 結果概要

(1) 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書に関して、事務局から手続状況（資料1）について説明が行われた。次に、事業者から前回委員会とその後に寄せられた意見に対する見解（資料2）について説明があり、審議が行われた。さらに、事業者から当該準備書の意見に対する事業者の見解（資料3）についての説明があり、審議が行われた。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

資料 1 : 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価手続の状況等について

資料 2 : 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書
前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

資料 3 : 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書の意見に対する事業者の見解【委員限り】

参考資料 1 : 市原火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する千葉県知事意見

参考資料 2 : 市原火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

【別紙】

1 開会挨拶要旨

本日の案件は君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書についての1件である。審議についても前回に引き続きとなるが、準備書に対する意見の見解書が事業者から提出されたことから、見解書を中心に事業者から説明がされる予定であるので、御審議をお願いする。

委員の皆様には、専門的な見地から忌憚のない御意見を賜りたい。

2 議事

(1) 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書に関する審議

- ① 事務局から資料1により手続状況について説明が行われた。その後、事業者から前回委員会とその後に寄せられた意見に対する見解について説明があり、審議が行われた。

【審議】

(委員)

資料2の8ページNo.18の、動植物相に関する意見への見解について、供用開始後3年間の調査という期間は、法律等で決まりがあるのか。もう少し期間を延ばしたりすることはできるのか。

(事業者)

供用開始後3年間とした調査期間は、慣用的な対応として示している。千葉県のアセスメントにおいて事後調査を行う際には期間を3年として行うことが多く、現在事後調査中の第Ⅱ期の増設事業も3年で実施しているため、3年としている。

(委員)

何年間も長期に調査することは大変なので、例えば3年後から調査するといった対応も考えられるのではないかと思う。

(委員)

資料2の3ページNo.8で窒素に関しての見解の説明があり、概ね良いかと思われる。灌漑の条件を放流水の基準としているとのことだが、基準の考え方に流量の季節変動が含まれているのか。

(事業者)

御指摘のとおり、灌漑期は統計的に雨が少なく、河川流量が減少する。その場合には放流水の流量を絞る条件で計算している。流量調整を行う場合、保有水が浸出水として埋立地から排出される量は、季節変動はあるが定量的に溜まっていく。その際の浸出水の調整槽容量に問題ないことを確認している。

現在計画しているのは塩化物イオン濃度を 2500 mg/L 以下に抑えられる施設であり、灌漑期の流量を計算すると 300 m³/日以下である。施設稼働率が 70% として平均 500 m³/日が年間を通じて排出されるが、渇水期と灌漑期が重なった場合は 300 m³/日以下に抑えれば、合流地点では塩化物イオン濃度が 480 mg/L となる計算なので、そのような維持管理を行うためのマニュアルを作成する。

(委員)

実際の運転管理の際に、何を指標として判断するのか。

(事業者)

検討した結果として、怒田橋において人力で採水を行い測定するのが確実と考えている。連続測定装置についても調べたが、塩化物イオン濃度については連続計測が難しく、また、河川の占有許可の協議もしておらず、大雨の場合には装置が壊れることも考えられるので、人力で対応することが確実と考えた。

また、測定の頻度について、通常は月 1 回が指標であるが、灌漑期においては、週 1 回行うのか等について決めかねている。

なお、雨量が少ない時期等の対応も含めて、維持管理マニュアルを策定する予定である。

(委員)

対応を検討していることは説明されているが、現状では、季節的な変動を盛り込んだものと成っていないため、排水を絞る対応により、示されている基準を満足するような状況になるとは、判断し難い印象を受ける。

本委員会の中で、どこまで突き詰めるべきかは分からないが、基準を満足するための方法論をもっと固めていただき、それに基づいて環境影響評価を行い、基準等に対して問題がないことを説明するよう、事業者には対応いただきたい。

(委員)

資料 2 の 8 ページ No. 18 の意見のような場合で、例えば、植生が回復せずに 10 年後に全て枯れてしまう場合もあり得ると思うが、事業者からは供用開始後 3 年の調査期間は慣例のようなものとの回答もあった。

事務局への確認となるが、このような場合への対策、若しくは善後策を取るの
のは、どこの責任となるのか。

(事務局)

事務局として現時点で結論を出しているわけではないが、No. 18 のように動
植物への影響を考えれば、植生がきちんと回復し、その結果としての動物等の
状況まで確認すべきと考えている。

何年間の調査が良いのか、議論はあると思うが、事後調査の調査期間や手法
については、単純に3年間とするのではなく、延長することも考えるべきでは
ないかと思う。今後、答申案や知事意見の作成の過程で、表現も含めて事務局
で検討させていただければと思う。

(事業者)

調査期間を供用後3年とした計画を示しているが、その後において植生等が元
に戻らなかった場合を踏まえた検証・確認については、県の指導があった場合に
は、事業者として真摯に受け止めながら検討をしていくことだと思っている。

現時点においては計画のとおり調査で対応ができると思っていたが、委員
会でいただく御意見を踏まえて、検討させていただきたい。

今回の準備書への意見でも、植樹等についてしっかりと専門家の意見を聞き
ながら行うよう住民からの意見があり、それに対して対応を取る旨を見解書に
は記載した。

(委員)

仮に3年間調査を行うのであれば、供用開始直後からの3年間を調査しても
あまり意義はないと考えられるので、期間において調査する等すれば、効果的
で、また、予算面等においても緩和され実施しやすいのではないかと。

- ② 事業者から資料3の当該準備書の意見に対する事業者の見解について説明が
あり、審議が行われた。

(事業者)

資料3は事業者見解として1ページから23ページまで記載している。それ以
降には、関係する意見が多かった、集中豪雨と水処理施設及び久留里地区にお
ける詳細な地質調査結果について補足資料として添付している。

意見は14名から寄せられており、内容により事業者において72項目に分類
させていただいた。

事業計画に関して 27 項目あり、放射性物質に係る廃棄物の受入に対する意見、地震に関する意見、遮水構造への意見、大雨に対する施設能力への意見が寄せられた。

続いて、No. 28 から No. 55 までは環境影響評価項目に関する意見であり、水文環境に関する意見が多かった。

留意事項・その他として、災害・事故等への対応、説明会に関して、第 I 期処分場の事故に関して等の意見があった。

それぞれの意見への見解を要点を絞って説明する。

No. 1 から No. 4 は放射性物質の受入に関する意見であり、内容をまとめると、放射性物質を受け入れしていることについて記載がないことから記載すべきとの意見や、放射性物質の受け入れにより放射性物質の総量が増加していくことへの懸念の意見であった。

事業者の見解としては、国が示しているいわゆる放射性物質汚染対処特措法に規定されている基準に基づいて、受入や管理を行うことを記載している。

No. 5 は放射性セシウム以外の核種についての意見であった。放射性セシウム以外の核種については、環境省や文部科学省等が協議して、福島第一原発の事故における核種別の今後 50 年間の積算有効実効線量を検討した結果、セシウム 137、134 の線量が他の核種に比べて極めて大きいことが示されている。この結果を基に、放射性セシウムに関して管理するのが適切と考えられており、事業者としてもこれに従うことを見解として記載している。

No. 6 は 13 号廃棄物とは何かという質問の意見であるが、13 号廃棄物は産業廃棄物を処分するために処理した廃棄物で、灰をセメントで固めたものや、汚泥を石灰で固めたものが該当すると記載している。

No. 7 は放射性物質の埋立管理をさらに厳しい基準で行うべきではないかとの意見であり、事業者としては現在の法令の基準に従い実施する旨を見解として記載しており、現在のところ、浸出水等を測定した結果では検出限界以下であり、敷地境界の空間線量についても $0.030\sim 0.093\ \mu\text{Sv/h}$ であり国の示した基準の $0.23\ \mu\text{Sv/h}$ よりもずっと小さい結果となっている。

No. 8 は福野集落での道路の通行に関して協議をするよう意見されているものであるが、これに対しては、自治会と協議の上で搬入車両に係る協定を締結している旨を見解として示した。

No. 9 から No. 11 は地震に関するもので、耐震強度に関する意見、東京湾周辺での発生が予想されている巨大地震への対応に関する意見、安房から勝浦にかけての断層や上総地域を中心とした地震に関する意見等であった。

事業者としては、地震に関する考え方について、工学的には最大加速度 800gal 程度で、当該地で考えられる最大級の強さを持つ地震動に対応する水平

震度 0.2 程度の震度 6 弱相当を想定することで良いとされている。

次に、千葉県で想定されている大きな被害をもたらす可能性のある地震による事業実施区域での想定震度と設計水平震度について、マグニチュード 7.3 の東京湾北部地震では、当該地は震度 5 強の 300gal 程度であり、施設構造は 800gal に耐える設計であることから、十分な耐震性を持っている施設であると判断している。

さらに、安房、天津、勝浦にかけての断層は、千葉県によれば活断層である可能性は極めて低く、また、東京湾北縁断層についても国は活断層ではないとしており、直接的な活断層の影響は当該地にはないと考えている。

上総地震についても、千葉県で想定している大きな地震の規模よりも小さい規模であることから、あまり影響はないと考えている。

また、東日本大震災はマグニチュード 9.0、事業計画地の震度は 5 弱であり、(社) 全国都市清掃会議がまとめた一般廃棄物処理施設の被害状況によれば、調査した 19 箇所の内、宮城県の一カ所で防水シート内部の土砂が崩れたとの報告があったが、その他では全く影響はなかったとのことであり、このことから、最終処分場に適用されている構造設計の基準については妥当なものと考えている。

マグニチュード 7 以上、震度 7 以上の地震に対応する設計の必要性に係る意見について、千葉県が想定している県内で発生するマグニチュード 7 以上の地震では、事業計画地域の震度は 5 強までであることから施設に影響はない。また、千葉県において事業計画地域で震度 7 以上となる地震は想定されていないことから、事業者としても震度 7 以上の地震は想定していない。

No. 12、13 では遮水構造に関して、ベントナイト層の透水係数の基準を 10^{-6} とした場合に、厚さ 50 センチを 1.5 年で計算上通過するため安心できない等の意見であった。実際の施工段階ではより確実性を求めており、実際には透水係数 10^{-8} という値が計測されており、実態としてはより高い値となっている。

さらに、6 ページには基準省令に沿った構造となっている旨を説明している。定格の遮水構造は、底面のベントナイト層の上に 2 重の遮水シートを敷いてあり、本事業ではさらに漏水検知システムや自己修復性の機能を持ったシートを使用し多重の対応を取ることを説明した。

また、八千代市の最終処分場と同様の事故が起きては困る旨の意見があったことから、八千代市に確認したところ、事故の原因は構造的な問題ではなく、分別、破碎等の中間処理をしていない鋭利な廃棄物を埋め立てたことや、底面が軟弱な地盤のため想定を超えた不等沈下が生じたことが原因であり、事業者としては鋭利な廃棄物は遮水シートの近くに埋めない配慮や作業機械による破損が起らないよう作業員への指導を行う。さらに、畳等を遮光マットの上に

配置してシートを防護することとしている。

No. 14 は遮水シートや検知センサーの耐用年数についての意見であるが、メーカーの見解では遮水シートは 50 年、検知センサーは 30 年以上とのことであった。事業者としては、当該処分場は保有水が場内に貯留したままにならない集排水の構造を設計しており、集排水機能は埋め立て終了後も継続すると考えており、漏水する心配はないと考えている。

No. 15 は、埋め立てにフレコンバッグを使うことについての意見で、これに対しては、フレコンバッグを埋め立てに使用する予定はない旨を示した。

No. 16 から No. 24 まで、浸出水の処理施設に関しては色々な意見があったが、内容を集約すると現在計画している処理施設の公な基準としてはおおよその埋め立て期間の降雨量で計画してよいことになっているが、もっと多くの雨が降る場合が想定され、その場合に大丈夫なのかという意見が多かった。これに関しては、8～9 ページに施設計画の考え方や実際の降雨量はどのようになっているのかを示した。

10 ページに注意書きとして、埋立面積に直接降雨量を掛ければ 4 万 5 千トンの貯水量では不足するとの意見が多かったが、そうではないとの説明を加えている。

24 ページに降雨に係る調査結果や施設の検討の結果を集約したものを別添資料 1 として添付した。過去 20 年間分の坂畑観測所での降雨実績と、君津環境整備センターの 2004 年からの 11 年間分の数値を比べ、大きな差はなかったことから、それぞれを複合した最大降雨量を用いて、年間、月間、日最大降雨量を設定して施設規模を決定した。その結果、増設する浸出水処理施設は 320 m³/日となり、合計で 800 m³/日として決定した。なお、稼働率は 70% 程度となるように設定している。

浸出水の調整槽も計算すると、1 万 5 千 m³を追加することとなり、全体では 4 万 5 千 m³であり、計算上の必要容量の 1.5 倍となっている。

併せて、意見にあった 50 年確率の降雨について、坂畑観測所の 37 年間のデータを用いて計算して求めたものを記載している。最大年間降雨量の 50 年確率の降雨では、追加する施設の稼働率が 73.1% となり若干稼働率が上がる結果となったが、全体では 62.6% であった。

最大月間降雨量では、50 年確率では 691mm/月であるが、現在用いている 797mm/月の方が大きく 150 年確率程度に該当する。この際に最も負荷のかかる調整槽に必要な容量は約 2 万 9 千 m³であり、計画では 4 万 5 千 m³を確保するので 1.5 倍程度の能力を持っていると考えている。日最大についても 250 年確率の数値を使っているため、容量等に問題はないと考えている。

No. 24 は排水濃度に関して、さらに水質を改善した計画とすべきではないか

との意見であるが、事業者としては基準に基づく水質と、農業用水に係る基準については自主基準で設定したものを遵守する旨を示した。

No. 25 の緑化計画に関する意見については、専門家の指導に基づき進めて行く旨を記載している。

No. 26、27 の放射能に関してアセス項目として選定すべきとの意見に対しては、基準に沿って実施している旨を記載した。

No. 28 の濁水に関しての意見については、具体的な対応を記載した。

No. 29 は水質に係る重金属等の総量が分からないとの意見であるが、計画している放流水の水質を示し、また併せて、農業用水利用に係る水質についても灌漑期において遵守し、自主基準を遵守するために、灌漑期における浸出水処理施設の維持管理マニュアルを作成するとともに、怒田橋における水質の管理マニュアルを作成して、マニュアルに沿った水質管理を行う旨を記載した。

No. 30 の水質の評価内容がおかしいのではないかとの意見に対しては、事業者としては妥当であると考えている旨を記載した。

No. 31、32 は渇水期の排水水質が渇水期には基準を超過するのではないかとの意見であり、これに対しては先のNo29の見解と同様となる。

No. 33 の底質に係る意見については、測定の結果は基準を下回っている旨を記載した。

水文環境について、No. 34 から No. 38 までは久留里方面でもボーリング調査を実施すべきで、また、使用している資料が適当ではないとの意見であるが、これに対しては25 ページ以降に資料を示し、事業実施場所の調査結果からの推定と久留里地区で既存のデータが一致することから、久留里地区での追加のボーリング調査は必要がない旨を示した。久留里地区で使用されている井戸の水と、事業実施場所に関係している地下水は別である旨を見解として記載している。

福野地区については、利用されている一番近い井戸の断面から考えて、直接関係はないとの見解を示した。ただし、飲用井戸であることから、環境保全措置として、当該水源の水位と水質を定期的に測定する旨を記載している。

No. 44 は土壌に関して砒素濃度に係る意見である。ボーリング調査で砒素の環境基準値を超えた箇所があったが、当該個所は事業とは関係のない地層であることから自然由来であり、事業による影響ではない旨の見解を記載している。

No. 45、46 では、植物に関して、残地森林を広く取ることを環境保全措置と考えるべきではないとの意見や今後も施設が拡張されるのならば適当な評価としないとの意見。No. 47 では重要植物に対して影響が出ているとの意見。No. 50、51 は陸水生物に関して、ホトケドジョウの生息域の消失についての意見等があったが、それぞれについて、事業者としては個別の理由により影響が

大きいものではないと考えている旨の見解を示している。

No. 52 の景観についての意見に対しては、埋立中、埋立後、植樹成長後のフォトモンタージュを作成し、一部は視認されるが可能な限り影響しないよう植樹等により対応する旨を記載した。

No. 53、54 では人と自然の活動の場について、廃棄物が埋められることで御腹川流域でレクリエーション等ができなくなるとの意見や、白鳥神社氏子へのヒアリングがされていないのではないかとといった意見があった。これについては、事業地付近の御腹川流域はもともとレクリエーションには使えず、レクリエーションに影響する位置関係にないことや、ヒアリングは実施した旨を記載した。

No. 55 の監視計画に関しての意見については、継続して監視を続ける旨を記載した。

No. 56 から No. 59 は留意事項として、異常気象等の色々なことに関して最大限の努力をするよう求める意見であったが、事業者としては様々なケースを想定して対応を検討している旨を記載した。

その他、No. 60 から No. 62 は説明会をしっかりとするようにと等の意見があり、事業者としては手続きどおりに進めており、求められたシンポジウムについても開催したとの見解を記載した。

No63、64 は立地適正に関して、君津市の検討では現地は処分場には適さないとの結果だったとの意見等であるが、事業者としては、審査をしっかりと受け、その結果に沿って事業を進める旨の見解を示した。

また、No. 65 から No. 69 まで、第 I 期処分場の事故に関して現時点で原因等がはっきり分かっていない中で新たな事業を進めることに関しての意見であるが、現時点で明らかになっている状況と対応について記載し、対応が効果を挙げている旨を記載している。

No70 は第 II 期処分場の状況についての意見であるが、事業者としては第 I 期処分場での状況に配慮して、しっかりと対策していることを記載している。

No71 は管理期間についての意見であるが、事業者として廃止が認められるまで管理する旨を記載している。

No72 は事業を中止して森林公園とするよう求める意見であるが、事業者としては事業の中止は考えていない旨を記載した。

見解書の説明は以上となる。

【審議】

(委員)

放射性物質に係る特定廃棄物について、具体的にはどのように埋め立てて

放射性セシウムが周辺への影響がないようにするのか。

(事業者)

埋め立てに関しては、廃棄物層を 2m以下として、その上に 50cm 以上の中間覆土を行うサンドイッチ式で埋め立てを行う。

放射性の廃棄物については特措法に基づき受け入れを行い処分しており、配慮としては、配管の傍には埋めないようにしている。

具体的な埋め立て方法としては、基本的には混合をして埋められるものについては、他の廃棄物と混ぜ合わせて埋め立てている。また、特定産廃や特定一廃については位置を特定して、埋めた場所が分かるように記録をしている。

被ばく線量についても、従業員に線量計を携帯させ、毎日記録を取り、毎週の被ばく線量を当社の会議で報告をして監視している。

空間線量についても、定点を決めて線量を測定している。

取り扱う廃棄物自体が 8000 Bq以下であることも当然確認した上で受け入れをしている。

事業者としても、二重、三重の特措法の定められた内容に従うことで、安全確保に努めている。

国も、安全検討委員会を何十回と放射能汚染対処特措法を定めるに当たり開催している。8000 Bqの線引きをして、それを下回るものについては、措置も何も行わずに一般廃棄物最終処分場又は管理型最終処分場で埋め立ててよいとの結論になっている。

8000 Bqの値は、環境省が独自に決めたのではなく、文部科学省が実施した観測の分析結果や、原子力安全委員会、日本科学者会議との協議を重ね、埋め立てをしてよいのは 8000 Bq以下のとの結論となった経緯がある。

こういったことに基づき、関東地方に降った放射性物質に汚染されたものが、焼却施設からの灰や下水処理場の汚泥等として濃縮されることから、これを指定して、毎月放射性物質濃度を測定させ、8000 Bq以下のものは通常の処分場で処分を可能とし、8000 Bq以上のものについては国が処分する仕切りになっている。

この処理に関与する事業者は全て基準に沿って安全を確保している。

(委員)

現時点では、不検出若しくは高濃度のものとはなっていないとのことであるが、今後、放射性物質に汚染された廃棄物の受け入れる量は増えないと想定しているのか。

(事業者)

受け入れているのは廃棄物であり、色々な廃棄物が入る。濃度の低いものや、特定されていないものも入る。低いものは入るが、8000 Bq越えのものは入らないように法律に基づいて運営している。

現実的には、搬入車両は1日75台という上限がある。この上限の中で、搬入される廃棄物には、放射能汚染対処特措法に係る廃棄物もあれば、それ以外の廃棄物もある。現時点において、当該特措法に基づき、通常に埋め立てが可能とされている廃棄物の搬入量に関して、受け入れる廃棄物のBqの総量で考えるのか、廃棄物自体の総量で考えるのかは悩ましい問題である。現在受け入れている廃棄物について、1日当たりの搬入量の上限が増えることはないので、8000 Bqという基準が変わらない限りは基本的には変わらず、放射能の半減期の話もあり、事業者としては1日75台が増えることはないとの回答となる。

(委員)

断層の位置は把握されているのか。

(事業者)

千葉県防災に係る資料で、千葉県内の断層の疑いのある個所を調査した結果があり、それを基に確認している。

(委員)

久留里で地層を調べた結果が示されているが、間に断層があれば意味をなさなくなるので、情報を持っているのであれば、断層がないことを説明した方が良いのではないかと。

(事業者)

断層に関しての位置図もあるが、文章により資料を示している。断層については、水文環境の上総断層による地震について、千葉県で起こりうる一番大きな断層として想定されているので説明をしておき、今現在はそういった断層は残っていない。

資料3の4ページ(3)安房・天津・勝浦にかけての断層、(4)上総地震で記載しており、ここでは鴨川の断層が一番近く、8kmくらいの距離でそういった疑いのある断層があるが、千葉県の調査では活断層の可能性は極めて低いとして、断定はされていないが、そういった調査結果がある。

(委員)

質問の理解が十分でないと思われるが、これから動く活断層ではなく、現状で既に動いた断層についての質問である。

資料3の28ページにある久留里の調査結果の図では、現地と飲用井戸とは異なる地層にあるとの結果が説明されているが、その間に断層があれば意味をなさない可能性があるので、現状の断層がこの地域にはないことを説明した方が良いのではないかとの意味である。

(事業者)

資料3の25ページに、この地域の表層地質の図を示している。この図にあるように、この地域には断層が通っていないことがわかるので、地層の傾きについても28ページの図のように示して問題はないと考えている。

(事務局)

補足であるが、事務局においても、先日、水文環境の専門の委員に、本日の資料等について、この地域の図面としては問題がないことを確認していただいたところである。

(委員)

説明はされているが、懸念として、もし異常な大雨が降った場合に表層に溜まり深層崩壊のような、施設自体がつぶれてしまうような事象が起きた場合に、水処理をされずに流れてしまうのではないかといった心配には、どのように答えるのか。

(事業者)

資料3の20ページに、留意事項として整理した意見に対する見解で示しており、現在想定される事故に対して、もし事故が起こった場合にどのような対応をとるかを検討したことについて見解として示している。

また、深層崩壊については、国土交通省の調査において、この地域は発生する可能性が特に低い地域に該当しており、大きな懸念は生じないと考えている。

(委員)

これまでに技術的に大丈夫かという質問に対して、大丈夫だという回答を伺っている。事業者からの技術的なデータに基づく話は、信じなければならぬ部分もある。しかし、資料3の20ページの意見概要のNo.60、62といった、不安を感じて納得のいく説明を求める意見に対しては、事業者がどのよ

うに誠実に対応するのが問題となると思うが、説明をしてほしいという意見に対して、システマチックに手続きを進めているという回答や、既に説明をしているという回答でよいのか。

(事業者)

御質問に対する回答にはならないかもしれないが、不安は信頼性の問題と考える。

意見では、シンポジウムを再度開催すること等があったが、事業者として、施設見学はいつでも可能でオープンにしておき、実際に、開業以来、地元の方々やその他の関係者含めて数千人が見学に来ている。来月には、地元の方々と意見交換会の開催を予定しており、可能な限り信頼していただきたいという姿勢を打ち出しているつもりである。

(委員)

そうであれば、施設見学はいつでも可能である旨などが、見解にも記載してあった方がよかったと思う。

(委員)

事業者に対して、他に意見等があれば、事務局を通して意見することとしていただく。

(事務局)

事業者の見解書については本日初めて各委員にお示ししていることから、本日欠席の委員を含めて、改めて意見照会を行う。

(委員)

事業者に対する質疑等はこれで終了とする、事業者は御退席願う。

[事業者退席]

(委員)

何か意見等はあるか。

(委員)

事務局に確認するが、資料3の見解書は本委員会のための資料なのか、それとも同じものを市民も読むことになるのか。

(事務局)

見解書については、この後、県及び関係市において縦覧することになっている。

(委員)

内容として、本委員会で専門の部分で専門家が見るには内容が細かく良い資料だと思うが、質問の内容からすると、一般の人は回答を見ても分からないのではないかと思われる。

市長意見や知事意見に対する回答であれば問題はないと思うが、住民等からの意見に対して、この内容だけで終わった場合、信頼関係に結びつける資料としては難しいのではないか。

住民説明会の再度開催を求める意見等は、おそらく難しい技術的な話や法的に合致しているといった答えを求めているのではなく、法的なもの等をさらに噛み砕いた説明を期待しているのではないかと、質問内容等を見ていると感じる。

一部の細かい専門家に近い意見に対しては、この回答でも良いとは思いますが、それ以外の意見に対して、噛み砕いた回答を返せるような仕組みはないのか。

(事務局)

現行のアセスメントの仕組みの中では、用意されていない。事業者から先ほど説明はあったが、アセスメントでの説明会に来られた方々との話合いについては、実際にセッティングして既に何度か実施していると聞いており、事業者の努力の中で対応するよう、お願いしている。

(委員)

以上で、本日の審議は終了とする。